

自走式乗用カート利用約款

令和7年1月
水島ゴルフリンクス

第1条(本約款の目的)

本約款は、当ゴルフ場の乗用カート(以下「カート」と称す)の利用に関する基準を定め、施設利用者及び従業員の安全、ならびに施設の保全を図り、かつ施設利用の充実を期すことを目的とします。

第2条(本約款の遵守)

カートの運転を行う者(以下「運転者」と称す)及び当該カートの同乗者(以下「同乗者」と称し、運転者及び同乗者を総称して「利用者」と称す)は、カートの利用に関し、本約款を遵守する義務を負います。

第3条(運転等の制限)

- 1) 普通自動車運転免許証取得者の方が運転してください。
- 2) カートはやむを得ない事情がある場合を除き、歩経路及びカート道以外は、利用運行できません。
- 3) カートはやむを得ない事情によりカートを所定のカート用道路以外の場所で走行させる必要がある場合には、直ちに係員に連絡してください。カートの移動は係員において行います。

第4条(安全運転義務)

- 1) 運転者は、当該カートの安全運転を心がけ、周囲の状況に応じ他の人身に対する危害、あるいは施設に対する損傷を及ぼさないようにしてください。
- 2) 酔酩、その他の事由により、正常な判断が困難な方は運転者となることができません。

第5条(運転上の注意)

運転者は、カートの運転に際しては、次の事項を遵守してください。

- 1) 走行の際の注意事項
 - イ) 運転しながらのカートナビ操作および携帯電話の使用はしないでください。
 - ロ) 発進・停止時には前後の安全確認をし運転してください。バックする際は後方確認を必ず行ってください。
 - ハ) カート用道路や管理用道路の交差する場所は十分注意してください。
- 2) 停止等の注意事項
 - イ) 道路の表示(停止線等)があるときは、これに従って運転してください。
 - ロ) カートは、斜面その他の不安定な場所、あるいは打球が当たる可能性のある場所には停止させないでください。

第6条(同乗者の注意事項)

運転者以外のカート利用者は次の事項を遵守してください。

- 1) カート走行中は、必ずシートに座り、アシストグリップまたはアームグリップに掴まり、手足及び用具類ははみ出さないよう留意してください。
- 2) カートの前後に立ったり、走行中のカートの前後を歩いたり、直前を横切ったりしないでください。
- 3) 停止中のカートの後ろに立つときは、後続のカートに注意してください。
- 4) 打球事故防止の為、カートは打者より前に進めないでください。又、フロントシールドの開閉には十分ご注意ください。

第7条(利用の中止等)

カートの利用者に次の事由がある場合には、当該利用者につき運転を禁止、カート利用を中止、あるいは施設利用を中止していただくことがあります。

- 1) 運転者に運転技術がないことが判明したとき。
- 2) カート利用者にこの約款あるいはその他の規定に反する行為があったとき。

第8条(貴重品及び携帯品等の責任)

ゴルフ用品を含む携帯品の管理は自己責任になります。破損・紛失・盗難等が発生した場合、当ゴルフ場は一切損害賠償の責任を負いません。

第9条(事故・故障の場合の連絡)

プレー中の事故またはカート事故が発生した場合、もしくはカートが故障した場合、直ちにプレーを中止し、カートナビもしくは携帯電話にて事務所またはスタート室にその旨を連絡してください。

第10条(事故の場合の責任等)

カート利用者の責に帰する事故等による人的・物的損害について、一切損害賠償の責任を負いません。

第11条(カートの損害)

カートに方が一損害を与えてしまった場合は、補償金として修理代をご負担していただくこともございます。